

(年金会計)：国際会計基準 IAS19 はどう変わるか？

年金会計基準見直しの動きが国際的に始まっている。時価会計の徹底による即時認識への傾斜、包括利益の導入に伴う業績表示の見直し、PBO 負債評価の一部見直しなどを内容とするが、日本の退職給付会計にも大きな影響があるため、今後とも注視してゆく必要がある。

2000 年度決算から導入された日本の退職給付会計基準は、米国の FAS87 号(事業主のための年金会計)から始まり国際会計基準 IAS19 号(従業員給付)に採用された、資産負債アプローチや PBO による負債評価、市場実勢を反映した割引率、数理的損益の繰り延べなど多くの点で、国際的な基準に準拠している。

ところが、2000 年に制定され、2005 年 6 月から本格適用となった、英国の年金会計基準 FRS17 号(退職給付)では、数理的損益を即時認識するなど、より時価会計に傾斜した会計基準となっている。これらの、4 つの基準を主な項目について比較したものが、図表 1 である。

図表 1. 年金会計基準の比較

	英国基準 FRS17	国際基準 IAS19	米国基準 FAS87	日本基準
名称	退職給付	従業員給付	事業主の年金会計	退職給付に係る会計基準
数理的評価方式	予測給付費用方式 (PBO)	予測給付費用方式 (PBO)	予測給付費用方式 (PBO)	予測給付費用方式 (PBO)
割引率	債務の残存期間に対応した優良な確定利付資産の測定時点の市場利回り	債務の残存期間に対応した優良な確定利付資産の測定時点の市場利回り	年金給付が実際に清算されうる率	安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定(変動抑制が可能)
資産評価	公正価値(時価)	公正価値(時価)	公正価値(時価)、純期間年金費用算定は市場連動価値	公正価値(時価)
数理的損益	全額を即時認識(総認識利得損失勘定)	10%回廊方式 範囲外の部分は一定期間で償却	最大 10%回廊方式 範囲外の部分は一定期間で償却(系統的な早期償却も可)	過去勤務債務の償却同様、均等償却(平均残存勤務年数以内)
年金費用の認識	PBO 基準 勤務費用・過去勤務費用 営業費用 利息費用・期待収益 金融費用 数理的損益 総認識利得損失勘定	PBO 基準	PBO 基準	PBO 基準

FRS17 では、業績表示の会計基準見直し検討結果に従って、従来の損益計算書に代わり、評価損益も考慮した「総認識利得損失勘定」の導入を前提に、年金費用項目の見直しを行った。これにより、FAS87 や IAS19 で認められていた数理的損益の回廊方式による繰り延べ処理が否定され、当期に生じた数理的損益を当期の資産・負債の増減として認識する（ただし、損益計算書では数理的損益は認識されない）ことになった。この結果、毎年の運用益の変動がバランスシートに直接に反映し、企業は会計上、より大きな運用リスクに晒されることになる。

さらに、2004 年 12 月 16 日に公表された IAS19 の改定は、FRS17 のように数理的損益を「認識済損益計算書」で即時認識する方式を従来方式とともに選択適用できるようにした。これにより、時価会計への傾斜が益々強まることになった。

IAS19 に関する、もう一つの大きな動きがキャッシュバランス制度を巡る負債評価基準の問題である。米国では、有力な給付設計となりつつあったキャッシュバランス制度の PBO を計算する方法を巡って、実務上の問題が生じていた。給付建て制度では賃金×勤務年数×給付率という給付構造であるが、キャッシュバランス制度では将来の個人勘定残高をどう予測するかについて見解が分かれ、FASB（財務会計基準審議会）内で議論が行われていた。

ところが、なかなか決着がつかないうちに、2004 年 7 月 8 日に、場を代えて、IFRIC（国際財務報告解釈指針委員会）でキャッシュバランス制度の会計基準に関する指針を示す解釈指針案 D9「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」が公表され、コメントを求めた。D9 は、キャッシュバランス制度のような将来の不確実な資産収益に連動する給付に関しては、「最終的に支払われる金額の見積もりを行ってはならない」と規定し、退職時給付を予測して見積もるという PBO 計算とは大きく異なる考え方となっている。また、D9 によれば固定リターンを保証する給付に関しては、そのリターンで運用するものと予測するように求めている。この両者が組み合わされた給付においては、どちらか高い給付とする。すなわち、

退職（選択）一時金を給付する退職給付制度の測定日における債務は、
 $\text{Max} \{ \text{通常に計算した PBO, 退職（選択）一時金要支給額} \}$ である。

一方、2002 年のノーフォーク合意以降、IASB（国際会計基準審議会）と協力して会計基準設定・改定作業を行っている米国の FASB は、IFRIC の動きに呼応して、2004 年 10 月 13 日の理事会で、ただちに上記の方式を採択している。

仮に、この基準が、そのまま日本の退職給付会計に持ち込まれる場合には、（擬似）キャッシュバランス制度の会計基準の見直しが不可避であり、また、退職一時金および退職金の内枠の年金の場合に、従来の PBO による債務評価よりも確実に大きくなるため、企業のバランスシートに大きな影響を及ぼすものと考えられる。また、日本に退職給付会計が導入されてから早くも 5 年経ったが、日本の独自の制度に対して国際的な理解が十分ではないように見受けられるため、積極的なアピールが必要である。（田中 周二）